

# ■ リモデル選択制 401k（企業型確定拠出年金）

## 確定拠出年金（401k）とは…

平成13年10月から『確定拠出年金法』の施行によって始められ、DC(Defined Contribution Plan)あるいは、日本版401kとも言われる私的年金です。会社が掛金を確定して納め、その資金を加入者が運用し、損益が反映されたものを老後の受給額として加入者に支払われる年金です。その性質上、将来の受給額は変動します。

## ■ 3つの税制優遇

### ① 積立（拠出）

企業は毎月掛金を拠出し、積立します。  
掛金は、信託銀行等の口座にて、加入者ごとに管理されます。

- ・ 企業拠出分は全額損金
- ・ 掛金は所得税、住民税、社会保険料の対象外

### ② 貯蓄・運用

①で拠出された掛金を加入者自身の判断で、定期預金や投資信託などの商品に振り分けます。  
また、売買を行うなど運用も可能です。

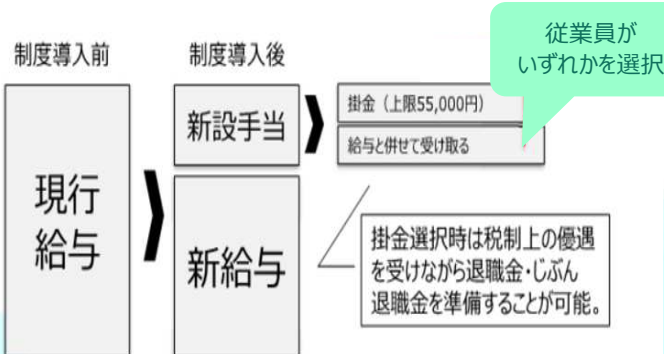
- ・ 運用益は全額非課税

### ③ 受給

原則60歳以降（加入期間10年以上の場合）で受給権が発生。  
年金（分割）か一時金（一括）いずれかを選択し、受給します。  
※年金規約において資格喪失年齢を60歳以降に定めた場合は、規程の年齢による

- ・ 一時金は退職所得、年金は雑所得として税制上優遇

## ■ 給与の一部を掛金とすることで新たな会社負担なしで導入が可能



厚生年金適用事業所であれば、1人から加入が可能  
企業年金を実施している場合は、上限が27,500円となります。  
加入を希望しない従業員は従来の給与と同額を受け取ることができます。

1. 現行給与を**新給与（減額）**と**新設手当**に分割します。
2. 現行給与は**減額した新給与と新設手当**の合計額と同額です。
3. 確定拠出年金として積み立てるか、給与と併せて受取るか、**加入者が選択**することが出来ます。
4. 確定拠出年金として積立をすれば、**税金（所得税・住民税）や社会保険料（厚生年金・健康保険・雇用保険）の負担を減らしながら**、老後資金を準備することが可能です。  
(給与を選択した場合は税効果、社会保険料効果はなし)



確定拠出年金 各種手数料(税込)【プラン】		
初期費用	導入一時金	110,000円
	資産管理契約の締結にかかる手数料	33,000円 <small>厚生年金被保険者数50名未満の場合</small>
	口座開設手数料	3,300円 <small>(加入者1名あたり) 加入者数50名未満の場合</small>
経常費用	事業主手数料	月額 12,650円 (1社あたり)
	加入者手数料	月額 440円 (加入者1名あたり)
その他	① 移換手数料	① 4,400円 (1回あたり)
	② 還付手数料	② 1,100円 (1名あたり)
	③ 拠出停止手数料	③ 5,500円 (1回あたり)
資産管理手数料	2月末及び8月末時点での過去6ヶ月間の月末平均残高に応じて、資産管理機関の定める手数料がかかります(プラン全体の資産が5億円未満の場合0.1%、残高の増加で逐減します。)	
収納代行手数料	月額	330円 (1社あたり)